

訪問介護ステーション サンフラワー運営規程（自立支援）

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人向日春秋会訪問介護ステーションサンフラワー（以下事業所という。）は、地域の障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とし、訪問介護事業を実施する。

（運営の方針）

第 2 条 事業所は利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立脚したサービスの提供に努めるものとする。

2 事業実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定福祉サービス事業者その他の保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 障がい福祉サービス受給者証を有するすべての利用者からの利用申込に真摯に対応するものとし、人員体制等から適切なサービスの提供が困難な場合を除き、利用申込に応じるものとする。また自らのサービス提供が困難な場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介等の措置を講じるものとする。

4 事業実施にあたり、市町村が行うあっせん、調整および要請ならびに京都府が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、協力を行うものとする。

5 前 4 項のほか、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障がい福祉サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準」（平成 18 年 3 月 29 日厚生章令 58 号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（職員の職種、員数および職務の内容）

第 3 条 本事業所に次の職員を置く。

（1）管理者：1 名兼務

管理者は、事業所の行う業務を統括し、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるため必要な命令を行い、従業員を指揮監督する。

（2）サービス提供責任者：3 名（常勤兼務 3 名）

サービス提供責任者は、介護福祉士の資格を有する者を選任する。

サービス提供責任者は利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、居宅介護計画を作成し、利用者またはその家族にその内容を説明するほか、事業所に対する居宅介護の利用の申込みに係る調整、従

業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 従業者 14名（常勤4名うち兼務3名、非常勤1名、登録ヘルパー9名

従業者は、管理者の指揮管理の下で居宅介護計画に基づき居宅介護の提供にあたる。

2 従業員の資質の向上のため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月
- (2) 継続研修 年1回

(営業日および営業時間)

第4条 本事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝祭日は除く。
- (2) 営業時間 8：30～17：00までとする。

(居宅介護事業等の内容)

第5条 本事業所で行う居宅介護の内容は次のとおりとし、身体介護、家事援助、通院等のための乗車または降車の介護および日常生活支援事業に関するサービスを常に総合的に提供するものとする。

- (1) 身体介護に関する内容
 - ①食事の介護
 - ②排泄の介護
 - ③衣類着脱の介護
 - ④入浴の介護
 - ⑤身体の清拭、洗髪
 - ⑥その他、必要な身体の介護
- (2) 家事援助に関するないよう
 - ①調理
 - ②衣類の洗濯、補修
 - ③住居等の掃除、整理整頓
 - ④生活必需品の買い物
 - ⑤その他、必要な家事
- (3) 通院等のための乗車または降車の介護に関する内容
 - ①通院等のための乗車または降車の介助
 - ②乗車前もしくは降車後の屋内外における介助
 - ③通院先での介助
 - ④その他、必要な通院等の介助

(4) 移動支援に関する内容

- ①外出のための乗車または降車の介助
- ②外出先での介助
- ③その他必要な介助

(5) 日常生活支援に関する内容（身体障がい者に限る）

- ①身体介護に関する事
- ②家事援助に関する事
- ③その他見守り等の支援

- 2 サービス提供は、利用者およびその同居の家族にサービス提供責任者が内容を説明した生活支援計画書に基づいて行うものとする。
- 3 サービス提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 サービス提供にあたっては、常に利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対する相談に応じるものとする。
- 5 サービス提供した際は、提供日、内容その他必要な事項をそのつど記録し、利用者の確認を受けるものとする。
- 6 従業者は、従業者の同居の家族である利用者に対してはサービス提供を行えないものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

- 第6条 居宅介護事業を提供した際には、利用者から市町村長が定める負担上限額の範囲内において利用者負担額（厚生労働大臣が定める基準により算定された介護給付費および特例介護給付費の原則1割）の支払いを受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない居宅介護事業を提供した際には、利用者から、介護給付費等（厚生労働大臣が定める基準に算定された介護給付費および特例介護給付費）の支払いを受けるものとする。
 - 3 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第7条 通常の事業の実施地域は、長岡京市、向日市、大山崎町、京都市南区および西京区とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅介護事業の提供により事故が発生した場合は、管理者の指示または予め定めた対応方法に基づき市町村および利用者の家族等に連絡を行う。

2 利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医・家族等へ連絡するものとする。

(事業の主たる対象とする障がいの種類)

第9条 事業者において居宅介護を提供する主たる対象の障がい種類は、精神障

害者、身体障がい者、知的障がい者および障がい児とする。

(虐待の防止のための措置)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置

を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

① 従業者への研修実施(義務化)

② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、

委員会での検討結果を従業者に周知徹底する(義務化(新規))

③ 虐待の防止等のための責任者の設置(義務化)

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等障がい者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援 (3) 苦情解決体制の整備 (4)

従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(秘密の保持)

第11条 従業者に対しては、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らさないことを服務規則により厳しく義務づけ、違反した場合は、処分を行うものとする。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情解決)

第12条 提供した居宅介護に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談担当者・苦情解決の手順を定め、事務所内の掲示および利用者への説明により周知するものとする。

- 2 本事業所は、提供したサービスに関し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第48条第1項の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査または斡旋に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 ご利用者及びそのご家族の個人情報は、法人の定める個人情報保護方針を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が知りえたご利用者及びそのご家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者及びそのご家族の同意をあらかじめ書面で得る。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底

(身体拘束等の禁止)

第 15 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施

(手続規定の遵守)

第 16 条 居宅介護事業の提供に係る契約が成立した時は、利用者の障がい福祉サ

ービス受給者証に契約支給量・契約日等を記載し、市町村に直ちに報告を行うものとする。

- 2 市町村から居宅介護事業の介護給付費の支援を受けた場合は、利用者に対し、利用者に係る介護給付費を通知するものとする。
- 3 利用者が偽りその他不正な行為によって障がい福祉サービスの支給を受け、または受けようとしたときは、直ちに市町村に通知するものとする。
- 4 従業者、設備、備品および会計に関する諸記録を整備し、完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 5 この規定で定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人と本事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(職場におけるハラスメントの防止)

第 17 条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずる。

(衛生管理等)

第 18 条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 18 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するためむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を

行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(附則)

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。